

町報 岡垣

発行所
岡垣町役場
責任者
岡垣町長 俵口 静江

印刷所
有限会社 大和印刷所
電話 東郷 27 番

※社会福祉協議会へ
香典返しとして寄附
岡垣町大字三吉
故藤岡寿美恵氏(六十二才)
昭和三十九年三月十二日死亡
長男藤岡允教氏より寄附
岡垣町大字吉木
故佐々木キエ氏(七十六才)
昭和三十九年四月十二日死亡
佐々木種苗店(佐々木昇)殿
より寄附

目 次

- 議会だより 1 頁
- 香典返しに、全快御礼に 1 頁
- 行政相談委員を活用しましょう 1 頁
- 町税条例の一部改正 1~2 頁
- 春の全国交通安全運動の実施に協力を 2 頁
- 新生活運動 2 頁
- 森林組合臨時総会開催 2 頁
- 小、中学校教員異動 3 頁
- 孔大寺山登山 3 頁
- 赤い還暦マラソン 3 頁
- 動産と不動産 3 頁
- かんづめ記号 3 頁
- 児童作品 子どもの日 3~4 頁
- P・T・A に初めて入会する父兄へ 4 頁
- 婦人の法的地位 4 頁

議会だより

第三回臨時議会は、四月二五日午前九時四〇分、岡垣町議会議事堂に招集され次の議案を可決した。

議案第二八号
町有地の処分について
満場一致で可決

山林看守人の委嘱について
満場一致で可決

この議案は、県行造林看守人として、戸切の石田健蔵氏を再任した。

議案第二九号
有地一、六一一坪を六四四、四〇〇坪で福岡県に譲渡した。

この議案は、県営住宅二六戸建設用地として、三吉地区の町

議案第三〇号
岡垣町町税条例の一部を改正する条例
可決

町税条例の一部改正

去る4月25日の第3回臨時町議会において、岡垣町町税条例の一部改正案が審議可決されました。今回の改正は、地方税法の一部改正にもとずいて行なわれたものであって、その骨子はおおむね次のとおりであります。

- 住民負担の軽減及び合理化を図るための町民税関係の改正
 - 固定資産の新評価制度実施に伴う負担の調整並に住宅建設の促進等を図るための固定資産関係の改正
 - 住民負担の軽減を図るための電気ガス税の税率改訂
- 以下その改正中、現在本町に關係のある主な部分について説明することにします。

1、町民税関係

(1)課税方式の統一及び標準税率の設定

所得割について、低所得者の負担の軽減と市町村間の不均衡の是正を図るため、昭和39年度及び昭和40年度の2年度間で課税方式を本文方式に統一するとともに、現行の準拠税率制度を標準税率制度に改められることになったが、とりあえず、39年度は従来のただし書方式採用町村(本町はこれに該当)は経過的に次の特例方式によることとなった。

イ、所得控除として、従来の基礎控除9万円のほか、新たに扶養控除(第1人目は4万円、第2人目以下3万円)を行なうものとした。従って従来の扶養親族の数に応ずる1人500円の税額控除を廃止した。

これによって所得割の計算をすると次のようになる。

給与額40万円、妻と子2人の場合	
昭39年度 2,380円	前年対比 48%
昭38年度 4,910円	

給与額50万円、妻と子2人の場合	
昭39年度 5,950円	前年対比 67%
昭38年度 8,830円	

給与額60万円、妻と子2人の場合	
昭39年度 9,890円	前年対比 75%
昭38年度 13,110円	

(注)以上は、給与額が前年と同じの場合であり、給与額の増加したものや、扶養親族の数で大きく差異を生じません。

- この条例は、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い町税条例の一部を改正した。
- 1 町民税関係の改正は、扶養控除額が所得控除となる。
 - 2 新築住宅の固定資産税の軽減規定処置を定めた。
 - 3 たばこ消費税の税率を $\frac{13.4}{100}$ を $\frac{15}{100}$ に改めた。
 - 4 電気ガス税を $\frac{8}{100}$ を $\frac{7}{100}$ に改めた。

△香典返しに

内浦、平島満氏長男故征毅君(十九才)は、慢性腎炎で三年半入院、退院後経過良好に見えたが、本年三月七日死亡、満氏は子供の意志に副うよう、内浦子供会に香典返しを贈られ、内浦区ではバレー道具や引幕、時計等を贈入している。

△全快の御礼に

野間、花田守氏は病氣療養中各方面より御見舞をうけたので全快に当りその返礼に、岡垣中学校に顕微鏡一台寄附された。

行政相談委員

内本 法麟
大字山田九三六

行政相談委員を活用しましょう!

役所や公社、公庫公団等の仕事に苦情や不満をお持ちの方はありませんか?
行政監察局ではこのような苦情を解決し、お役所の仕事が「国民のため」に行なわれるよう努めております。

皆さんの苦情や不満のお申出を受け付けるため、県下の市町村に行政相談委員を配置してありますので役所のことなら何なりともお気軽に行政相談委員へお申出下さい。

お申出の苦情や不満は秘密厳守無料で行政監察局へ取りつがれ皆さんが納得のいくよう解決されます。当地の行政相談委員は次の方です。ご遠慮なくご相談下さい。

口、事業専従者に係る税額控除の最低額が税法で定められたことにより、青色専従者控除800円を1,600円に、白色専従者控除600円を1,000円に引上げることにした。

(2)非課税範囲の拡大

最近における生計費の上昇等を考慮して不具者、未成年者、老年者、寡婦についての非課税の範囲を18万円から20万円に引上げることにした。

2、固定資産税関係

(1)土 地

新評価制度の実施に伴ない、次の評価改訂の時期までの間(昭39年度から昭41年度までの3年度)暫定措置として税負担の調整がとられた。

イ、農地(田又は畑)は、昭和38年度の税負担額をこえないように、農地以外の土地(宅地、山林等)は、昭和38年度の税負担額の1.2倍をこえることのないようにした。口、土地に対する固定資産税の免税点2万円を2万4千円に引上げることにした。

(2)家 屋

住宅建設の促進に資するため、新築住宅に対する固定資産税の軽減措置がとられた。

イ、昭38.1.2より、昭44.1.1の間に新築された住宅(居住部分の床面積がその家屋の面積の1/2以上であるもの、居住部分の床面積が8.5平方メートル(約25坪)以下であるもの、3.3平方メートル(約1坪)当りの価額が8万円以下であるもの、以上3つの要件をそなえたものに限る)に対して、新たに固定資産税が課税されることとなった年度から3年度間その1/2を減額することとした。

(注)中高層耐火建築住宅についてはその説明を省略します。口、昭33.1.2~昭38.1.1の間に新築された住宅に対する軽減措置は昭和38年度までとなっていたが、適用期間を昭和40年度までに延長することにした。

ハ、軽減措置を受けようとする者は、毎年1月31日(本年に限り4月30日)までに条例で定められた申告書を町長に提出しなければならない。

(3)固定資産税の納期繰下げ

昭和39年度第1期分の納期が税法によって1カ月繰下げられたことにより、5月1日から5月25日までとした。

(4)電気ガス税関係

一般住民の負担軽減のため、税率を8%から7%に引下げることとした。

これに見合う財源としては、たばこ消費税の税率を13.4%から15%に引上げるにより埋合わせられることになっている。 以上 (税務課)

春の全国交通 安全運動の 実施に協力を

一、目的

この運動は県民のすべてに「正しい交通のルール」と交通安全の思想を普及し、県民の総力をあげて交通事故防止と交通秩序の確立を期し、とくにオリンピック開催の年にあたり本運動を通じ交通道德の高揚を図ることを目的とする

二、期間

五月十一日(月)から五月二十日(火)までの十日間

三、主 唱

交通事故をなくす福岡県民運動本部

四、実施目標

- この運動の主な実施目標は次のとおり
- ①安全な横断の確保
- ②幼児、学童の安全確保
- ③安全な踏切道通行の確保
- ④適正な運行管理体制の確立
- ⑤車両の安全整備の励行
- ⑥道路交通環境の整備改善の促進

新生活運動

新生活運動とは、夫々の人が各自の生活の場において、もっと幸せになるよう、新しい生活を生み出そうとする運動である。もっと分りやすくいったら「貧乏神を共同で追っばらう運動」である。

それで新生活運動を推進するには常に話し合いと実践が繰り返されなければならない。各区に実践協議会を作ってもらっています。必要であれば役場からも出向きますので、五月十五日まで各区の目標をつけ出して下さい。

上海老津早朝清掃風景↓



森林組合臨時總會開催

本町森林組合臨時總會を三月二十四日午後二時岡垣町役場に於て開催左記議案承認される。

出席組合員 六九名
書面による議決組合員二六八名
委任状提出組合員 一一一名
議案第一号

定款の一部変更について
組合定款に総代会の制度が規定されておらなかったのがこれが規定を設けられたものである。

議案第二号
手数料徴収規約の制定について
定款により組合が手数料を徴収していたが手数料徴収規約が制定されておらなかつた。

議案第三号

役員改選について
現在役員が三月二十八日で任期満了になるので改選されたものである。

新役員は左記のとおり
理事九名

- 手野(組合長) 俵口 静江
- 内浦(副組合長) 長畑 保
- 波津 刀根 又次
- 吉木 麻生 一男
- 西黒山 高野 千吉
- 東黒山 梅野 千吉
- 上戸切 石田 健蔵
- 上畑 神屋 常夫
- 高倉 早苗 徳次
- 監事三名
- 原 市津 達夫
- 三吉 藤村 保
- 海老津 木原 善次

議案第四号

総代の承認について
各関係部落より選任願っている方七十六名を本組合の総代として承認されたものである。



小、中学校教員異動

山田小学校

校長 富崎庸敏 (退職)
 校長加藤義景 (戸切小より)
 岡 巖 (猪熊小より)
 許斐 民江 (吉木小より)
 本田 文江 (内浦小より)

内浦小学校

校長 大場芳郎 (下二小より)
 神山 通子 (山田小より)
 西島ケイ子 (山田小より)

岡垣中学校

講師 安部 正光 (退職)
 原田慎太郎 (新任)

戸切小学校

校長 山田伴茂 (吉木小より)

吉木小学校

校長 田中八郎 (猪熊小へ)
 校長 太田徳実 (内浦小より)
 教頭 松丸成政 (遠賀出張所)
 石田カズエ (山田小より)

各校の敬老会

五月 八日 吉木校
 五月 十二日 山田校
 五月 十四日 内浦校
 五月 二十四日 戸切校

孔大寺山登山

孔大寺山系中最高峰の孔大寺山(四九八米)登山を左記により行しますので多勢参加下さい。

- 一、とき、五月二十七日(水曜) 午前九時役場に集合、或いは高倉神社に九時二十分集合
- 二、コース、高倉、地藏峠から尾根を通り孔大寺山、行重山、垂見峠、内浦バス停
- 三、原始林、孔大寺神社等の史蹟探求と草木の名称調べ
- 四、持参品、昼食、水筒、バスマ等
- 五、十二時孔大寺頂上で昼食、十五時三十分内浦バス停の予定

城山登山結果

四月十九日予定通り城山登山をする。参加者は十二三名だったが、上畑で唐人焼を見せてもらい起源等説明、かま跡を見、登る。

つゝじ谷は時間がなく見つけ得なかったが、もみじは頂上すぐ下に周囲二米位の大木が群生している。

赤い還暦

マラソン

速賀郡、岡垣町体育協合理事長門司又一氏の還暦に際し、速賀郡陸上競技同好会の音頭により、岡垣町体協主催で「赤い還暦マラソン」を五月十日実施。

当日は幸い午前中曇天で、九時半、海老津の保育園で開会宣言、那の陸上競技同好会から門司又一氏に記念のユニホームを贈り、門司氏は真赤なユニホームで十時鳥居を出発。

先導、門司氏、郡内の伴走者二五名の順に、波津漁協前まで八軒を予定通り走り、沿道は応援の旗の波。

十一時から内浦校で、西日本新聞社、九州朝日放送、その他県、郡、町内の知名士二百数十名参列の下に、大会式を挙げる。

空壕は、尾根を切り割り、すぐには攻め登れないようにしたもののだが、頂上の東南に四本、北西に三本ある。

又頂上の南より遺蹟と宗像の郡界の三角点が残っている。頂上の北側すぐ下に、物見を出したのか、水をとったのか大きな洞くつがある。

動産と

不動産

民法では土地とそれに定着している物を不動産といい、その他のものを動産と呼んでいる。土地と建造物、立木、石垣、塀などは不動産で、家具、機械類のように一時的に取り付けたものは動産であって、動かせるもの的一切をいう。

土地というのは、土のことではなく、一定の区切られた場所面積のこと、この場所はいくらその土を掘っても移動できるものではない。

かんづめ記号

缶詰のふたの中央に、英字や数字が三段に打ち出してある。上段最初の二字は品名、第三字目は調理法、四字目は形体記号となっている。

調理方法のマークは Y (糖液漬) W (野菜水煮) N (魚類水煮) L (魚類塩水煮) C (味付) K (魚類焼もの) O (オリブ油漬) T (トマト漬) S (くんせい油漬) 形体記号 L は大、M は中、S は小、X は混合、H は二つ切り。中段は製造会社名工場名、下段は製造年月日である。

児童作品



子どもの日

内浦小学校 三年

長畑由后子

わたしは、朝、マイクのほうをききました。

「子ども会の人、ごぜん八時三十分に、あつまってください。」

わたしたちは、いそいでこうみんかんにあつきました。

「えいがを、はじめますよ。」とおてらのおじさんが、おっしゃいました。

わたしは、子どもの日のえいは、どんなえいがかしらと、うれしくなりました。

はじめは、「つなみっ子。」というえいがでした。

はつのような海のある村に、おそろしいつなみがきました。

ひろしくんのおとうさんやおかあさんは、おとうとといっしょにしんでしまいました。あとにいきのこったのはおばあさんとひろしくんだけでした。

ひろしくんは、しんせきへあずけられましたが、しんせきもびんぼうだったので、せきたんをひろってみせにもって行ってそれを売り、パンをもらって食べていました。わたしは、かわいそうだなみだが出ました。あ



城山頂上→



頂上より山田校、岡中を→

る日、山の中でこけしをつくっているところのお友だちから、きゅうえんぶっしがおくってききました。けれどもしんせきのおばさんは、じぶんの子どもにだけきゅうえんぶっしのようふくをきせました。ひろしくんはおこっついでをでました。

わたしは、おばさんが、どうしてじぶんの子どもだけかわいがるのかなと思いましたが、かわいそうならひろしくんをどうしてかわいがってくれないのかしらと思いました。

ひろしくんは、それからまいにちがっこうをやすむようになり、学校では、先生やお友だちが、ひろしくんのことをしんばいしました。

ある朝、先生やお友だちは、ひろしくんをさがしにきました。ひろしくんは、にげましたがこけてしまつて、つかまえられることはありません。

先生は、「せきたんをひろつたりするのは、よくないことだから、もっとよいことをしなさい。」とやさしくおしえてくださいました。お友だちもいっしょに、しんぶくばりをするにしました。ひろしくんは、元気がでました。いっしょうけんめいはたして学校もいきました。わたしは、ほんとにうれしくなりました。こんなにやさしい先生やお友だちがいて、ひろしくんは、きつといい子になったと思えます。

えいががすんでぶらく長さんのお話がありました。「いい先生や、お友だちがあつてよかつたね。」とおっしゃいました。ぶらく長さんも、わたしの思ったこととおなじでした。えいががすんでおれいをいってえいにかえりました。



P・T・Aに初めて入会する父兄へ

P・T・Aは、名のとおり父母と教師の会です。子どもを、よりよく育てるためには、親も同時に育たなくてはなりません。父母と教師が心から手を結び、子どもの立場にたつて話し合つていくことがたいせつです。また学校や家庭だけでなく、地域を通じて、子どもたちの人間形成がなされなければなりません。こうした必要から生まれたのがP・T・Aです。

P・T・Aは、会員のみんなの力で子どもの幸福を築きあげようとする民主団体ですから、おたがいが会員は平等であり、平等な義務を果さなければなりません。P・T・Aで行なう行事は、役員や委員にまかせっぱなしでなく、会員ひとりひとりが自覚をもつて参加するものでなければ意味がありません。P・T・A活動は他人が行なうものではなく、全員各自がそれぞれに活動することから出発しなければなりません。おたがいに力をだしあつて、全体の発展をはかろうとするものです。言い換えれば、子どもの教育に関する身近な問題を、自分たちで話しあい、考えあい、助けあつて解決していく活動が望まれるわけです。

入会後は、P・T・Aの規約をじゅうぶん研究し、P・T・Aのいろいろな集会に参加する場合、つぎのような点について考える必要があります。

○うちの子はという考えかたでなくて、みんなの子を通じて自分のことのことを考えると、いゝところがたいせつです。○自分のことだけ引き離してみるのではなく、集団のなかにおける子どもの行動をみながら、わが子を理解していくことが必要です。

○集会での話しあいでは、服装に対する見えやひがみを捨てて、身近かな具体的な問題を気軽に話しあつていく態度を養うこと。

○一教師一父兄という結びつ

きではなく、親たち、教師たちの結びつきとなるよう努力すること。

○会員の平等な立場を維持し相互に理解しあい尊敬しあうよう心掛けること。



婦人の法的地位

新憲法が制定されるまでは、あらゆる面で男女の差別があり女性の地位は低いものとされてきました。しかし現在は性別による差別は禁止され、社会生活家庭生活において男女同権、夫婦平等の権利が一応確立されました。その概要をかんたんに述べてみましょう。

- (1) 夫婦の平等、以前は、妻は法律上無能力者として扱われ、夫の許可がなければ借金することも、就職することもできなかったが、現在はそれが自由です。
- (2) 離婚原因の平等、以前は、貞操義務は妻の方が重く、妻の姦通だけが離婚原因だった不合理的は改められ、現在は夫が不貞な行為をすれば妻の方から離婚の請求ができます。
- (3) 財産の管理と分与、以前は妻の財産は夫が管理しましたが今は自分で管理ができ、また離婚の場合、妻が無一文で追い出されたり、あるいは、ごくわずかの手切れ金で泣き寝入りしましたが、現在では相当の財産を分けてもらう権利があります。
- (4) 相続の平等、以前は家督相続制度で相続人は一人、しかも男性優先でしたが、この制度が廃止されて、女性も相続により均分の財産をもらう権利を有することになり、また、妻は常に相続人となることができます。

(福岡法務局)

子供の日

六年 占部 良子

二十九日行くはずだった南公園が中止になった。マイクで中

止と言うことばが出たとき、わたしは、とてもかなしかった。子供はみんな行きかけた口に出しているからと言つて、母たちが集まつて話し合ひをした。けつか五月の五日に、こうみんかんでのどじまんなどをしようと言われた。わたしは、うれしかったが二十九日に行く方がよかったと思つたが、しかたがないとあきらめた。

子供の日に、原の子どもだけでこうみんかんに集まり、のどじまんや、お母さん方へのあいさつなどをした。のどじまんをするときのしんさいんは、中学の一、二年だった。四点万点が一番さいこう点だ。いくらへたであつても、みよけんの人だけ四点万点をやる人もいた。おなじ歌であつてもはまの人だけ四点をやつていたとよこちゃんや、みよちゃんがとてもおこつていた。それを、テープレコーダーに、ふきこんで、マイクで放送するとお母さんたちが言つていたので、楽しみにしてまつていた。しばらく聞いていたら、なにがなんだかわからなかった、あまりへんな歌だったので、わたしは、ふき出してしまった。

子どもの日

四年 花田実代子

五月五日は、子どもの日です。こいは、たきのいきおいのよい水でも、まけずに、のぼるので、すから、こいのぼりを上げて、元気のよいこになるようにと、上げています。わたしのうちは、男子の子はいません。わたしは、からだのたいへんよいので、こいのようなけんこうな人になりたく思っています。去年は、およがれませんでした。でも、今年はおよげるようになった。こいのよいなあと思つた。こいのよいに、元気のよい子になるうと思つています。